

社会人の皆さん、知っていますか？

賃金・休暇のしくみ

労働クロスワードパズル

1	2	A		3	B
4			5		
			6		C
7					D
			8	F	E

タテとヨコのカギをヒントにクロスワードパズルを解いてください。すべてのマス埋めてA~Fを並べ替えて、ある言葉を作ってください。

ヒント 佐賀といえばこれ。世界選手権の誘致活動をしています。

【タテのカギ】

1. 労働基準法で、所定労働時間は1日〇〇〇〇以内とされています。
2. 「労働者」の別の言いかた。〇〇労働者。
3. 年次有給休暇、略して？
5. 事業主は法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用する〇〇があります。

【ヨコのカギ】

1. 契約や取り決めを一方的に取り消すこと。客観的・合理的理由のない労働契約の〇〇は、無効です。
4. 使用者は、定められた最低〇〇〇〇以上の〇〇〇〇を支払わなければなりません。
6. 有期労働契約が通算で5年を超えて反復更新された場合は、労働者の申込みにより、〇〇労働契約に転換します。
7. 掃除・洗濯・食事の支度・育児など、家庭生活に欠かせない仕事。男性も積極的に〇〇や育児に参加しましょう。
8. 賃金の5原則 ①〇〇貨で ②全額を ③毎月1回以上 ④一定日に ⑤直接労働者に支払う。

以下の記事を見れば、答えやヒントが分かるかも？

賃金

賃金とは、給料はもとより、各種の手当、賞与、退職金など名称を問わず、労働契約の継続中に労働の対価として、使用者が支払うすべてのものをいいます。また、支払いは原則として次の条件で行われなければなりません。

①通貨で ②全額を ③毎月1回以上 ④一定日に ⑤直接労働者に

(労基法第11条、第24条)

また、使用者は、定められた最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金に限られます。

(最低賃金法 第4条)

●佐賀県の最低賃金

地域別	佐賀県最低賃金	653円
産業別	一般機械器具製造業関係	761円
	電気機械器具製造業関係	725円
	陶磁器・同関連製品製造業	654円

(時間額、平成25年4月1日現在)

労働時間

法定労働時間は、休憩時間を除き、原則として1日8時間、1週間40時間以内と定められていますので、就業規則や労働契約書などで所定労働時間を定める場合は、この時間以下にしなければなりません。

ただし保健衛生業、接客娯楽業等で労働者が9人までの事業場は1週44時間までとする特例措置があります。

(労基法第32条)

時間外労働・休日労働

時間外労働、休日労働とは所定の就業時間後や休日、深夜に労働することをいいます。この場合、

- ①労使協定(36協定)を締結し、労働基準監督署に届出していること
- ②就業規則に規定していること
- ③厚生労働大臣が定めた限度時間内であること
- ④割増賃金が支払われることが要件となります。

労働契約法の改正

(平成25年4月1日から施行)

有期労働契約(※)の反復更新の下で生じる雇止めに対する不安を解消し、働く人が安心して働き続けることができるようにするため、労働契約法が改正され、有期労働契約の適正な利用のためのルールが整備されました。

※有期労働契約：1年契約、6カ月契約など契約期間の定めのある労働契約のことをいいます。

有期労働契約であれば、パート、アルバイト、契約社員、嘱託など職場での呼称にかかわらず、対象となります。

1 無期労働契約への転換

同一の使用主との間で、有期労働契約が通算で5年を超えて反復更新された場合は、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換します。

2 「雇止め法理」の法定化

有期労働契約は、使用者が更新を拒否したときは、契約期間の満了により雇用が終了します。これを「雇止め」といいます。雇止めについては、労働者保護の観点から、過去の最高裁判例により一定の場合これを無効とする判例上のルール(雇止め法理)が確立しています。今回の改正は、雇止め法理の内容や適用範囲

年次有給休暇

年次有給休暇は、雇用された日から6カ月間継続勤務し、勤務すべき日の8割以上出勤していれば、6カ月を超えた日から1年間に最低10日は与えなければなりません。(労基法第39条)



解雇

解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、無効となります。(労働契約法第16条)

また、使用者が労働者を解雇しようとする場合には、少なくとも30日前に解雇予告するか、予告を行わない場合には、30日分以上の平均賃金(解雇予告手当)を労働者に支払わなければならないとされています。(労基法第20条)

障がい者の法定雇用率の改正

(平成25年4月1日から)

全ての事業主は、法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用する義務があります(障害者雇用率制度)。この法定雇用率が、次のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成25年4月1日以降
民間企業	1.8%	2.0%
国、地方公共団体等	2.1%	2.3%
都道府県等の教育委員会	2.0%	2.2%

このほかにも労働に関するご相談などがありましたら次の相談窓口にご相談ください。

◎相談・問い合わせ

〔労働に関する総合的な相談〕
佐賀労働局
総合労働相談コーナー
☎ 32・7167

〔労働条件等に関する総合的な相談〕
佐賀労働基準監督署
総合労働相談コーナー
☎ 32・7133

問い合わせ

本庁 商業振興課
☎ 40・7102 FAX 26・6244

「クワキキハ」と最

ク	ワ	キ	キ	ハ	と	最
ヨ	フ	8				ク
	ク		キ		ク	ク
	キ	7	9			キ
	ク		キ	5		キ
	キ				キ	2
						1

112111-10200000